

鳥取県告示第733号

平成22年鳥取県告示第574号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）グンゼ開発 倉吉商業施設に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

倉吉市

2 意見の概要

(1) 交通安全について

店舗に接する県道の歩道は、高齢者及び子供の通行が多いため、交通事故には十分注意して対応すること。

(2) 騒音について

ア 自動車騒音が考えられるため、住民に配慮した防音壁を設置すること。

イ 駐車場内は、車両の走行音や排気ガスを抑制するための徐行看板を設置し、併せてアイドリングストップの看板を設置し、アイドリングストップを促すこと。

ウ 荷さばき施設、冷凍機器、空調設備等の騒音を発生する設備について、周辺住民に配慮した設置場所にする。

(3) 悪臭について

ア 食品加工施設からの排気について、周辺住民等に配慮した設置をすること。

イ 生ゴミ等の廃棄物の保管についても、周辺住民等に配慮した保管をすること。

(4) 倉吉市くらしよし産業元気条例第10条の規定を遵守すること。

3 縦覧に供する期間

平成22年12月14日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局

倉吉市葵町722 倉吉市産業部商工観光課